

1. ご挨拶 弁護士 中本 和洋
2. 企業活動における「コンプライアンス」の基本 弁護士 大高 友一
3. 表示規制の動向
-ステマ規制とNo.1表示- 弁護士 佐藤 碧
4. 生成AIの利用に関する著作権法上の問題点について 弁護士 中原 大和
5. ランサムウェア攻撃を受けたら…!?
緊急時の対応とそれを見据えた事前
対策 弁護士 幸尾菜摘子
6. 育児介護休業法の改正について 弁護士 宮崎 慎吾
7. 調停委員のつぶやき 弁護士 倉橋 忍
8. クアラルンプールでの国際会議にて
～生成AIが司法制度に及ぼす影響～ 弁護士 小林由巳子

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

寒中お見舞い申し上げます

皆様には、お元気で新しい年をお迎えになったことと思います。

世界的な気候変動の影響を受け、地球環境は危機に瀕し、世界各地で自然災害が多発しています。日本では、能登半島において昨年正月の大地震の被害に加え、9月の記録的豪雨の発生により被害が拡大しています。

被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧、復興を祈念しています。

また、本年2月で勃発後3年となるウクライナ戦争も、一昨年来のパレスチナとイスラエルの軍事紛争も、未だに停戦の見通しが立っていません。一日も早い戦争の終結が求められます。

このような中、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶及び世界平和を求める日本国民にとって大変喜ばしいことでした。

日弁連では昨年9月の袴田再審事件の無罪判決を受け、再審法改正と死刑制度の廃止に向けて運動を展開しています。私も昨年2月から「日本の死刑制度について考える懇話会」の委員として協議に参加し、昨年11月13日に報告書を公表することができました。引き続き、報告書の提言実現に向けて活動を続けるつもりです。

年初から重い課題ばかりを述べていますが、本年もこのような課題の解決に向けて微力ながら取り組んでまいりたいと考えています。

皆様の本年の一年のご健勝とご活躍を心より祈念致します。

法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいでのご相談の他、電話やメール、Web会議ツール (Teams, Zoom等) を利用した法律相談も実施しております。
ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

企業活動における「コンプライアンス」の基本

弁護士 大高 友一

1 はじめに

おそらく、「コンプライアンス」という言葉をこれまでに一度も耳にしたことのない方はいらっしゃるでしょう。「コンプライアンス違反があった」とか「コンプライアンスの観点から問題」といったフレーズは、ニュースなどでもよく聞かれるところです。それだけでなく、数年前に大きな話題となった中古車販売・買取会社の不正請求や芸能プロダクションの創業者による不祥事をあげるまでもなく、「コンプライアンス」に問題があるとされた企業は、社会的信用を失い、企業存続さえも危うくなってしまうことがある、そういう時代になっているということも、今さら言うまでもありません。

しかし、「コンプライアンス」の意味を正確に理解されている方は、案外少ないのではないのでしょうか。本稿では、「コンプライアンス」の基本的な考え方を明らかにした上で、企業が「コンプライアンス」を重視した組織であるために必要と思われる処方箋をいくつか簡単にご紹介したいと思います。

2 「コンプライアンス」とは何か

「コンプライアンス」という言葉、日本語では一般に「法令遵守」と訳されています。しかし、「コンプライアンス」の元になった英語の「comply」の意味は、「ルールや指示等に従って行動する」ということです。ですから、「従うべき対象」は「法令」だけに限られません。企業活動をする上で関係する社会規範（＝常識）や企業自身が定めた理念・ビジョン、自主ルールなども「コンプライアンス」の対象に含まれます。

要するに、企業活動における「コンプライアンス」とは、社会から求められるルールをきちんと守って、ビジネスをこなさいということです。なんだ、当たり前のことじゃないか、と思われるかもしれませんが、では、なぜ、こんな当たり前のことを、わざわざ「コンプライアンス」として強調するようになったのでしょうか。

一つには、企業としての社会的責任があります。「経営の神様」と称される松下幸之助氏は、「企業は社会の公器である」と述べられました。まさしく企業も社会的存在の一つですから、利益を上げるためであれば何

をやってもよいということではなく、社会で求められるルールをきちんと守ってビジネスをしなければ社会から受け入れてもらえない、ということです。

もう一つは、一般市民の意識の向上やインターネットなどメディアの進化による社会の目の変化があるでしょう。「ネット炎上」という言葉もあるように、「コンプライアンス」違反が発覚したときの企業の社会的信用の喪失の大きさは、「コンプライアンス」違反によるマイナス情報が長くネット上に残ることなども含めて、昔とは比べものになりません。

3 「コンプライアンス」を重視する組織であるための処方箋

このように、現代は、「コンプライアンス」の考え方が欠如した企業は信頼ができない、安心して取引ができないとみなされる時代です。だとすれば、「コンプライアンス」を自分たちの企業活動を縛るものではなく、企業活動の前提となる行動規範だと積極的に捉えることが必要となります。つまり、「コンプライアンス」を当然のこととして動く組織であるということが求められるということです。

では、そのような「コンプライアンス」を重視する組織であるために何が必要なのか。ここではその処方箋を三つほどご紹介しておきたいと思います。

① 組織の一人一人が、その考え方と行動を変えること

企業活動における「コンプライアンス」は経営層や幹部だけが意識していればよいという問題ではありません。組織の中で一人でも「コンプライアンス」意識に欠けた行動があれば、組織全体として「コンプライアンス」意識が欠けているとみられてしまうからです。

組織の一人一人が、自分自身の業務に関連する「ルール」をきちんと認識するだけでなく、常に「ルール」を踏まえて「説明がつく選択か」を考え、迷ったときには一旦立ち止まり、同僚や上司はもちろん、必要に応じて法務・経理等の専門部署、顧問弁護士や会計士等の外部専門家に相談する癖をつけることが求められます。

このように組織の意識を高めるためには、経営陣が率先して行動することに加えて、ディスカッション

様々な「コンプライアンス違反」の種類と事例

各種ハラスメント

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント など

サービス残業等、労務関係

- 残業代不払い
- 長時間労働 など

虚偽報告・不正検査

- 行政への報告義務がある事項などにつき、故意に虚偽報告
- 法令で定められた検査事項の故意の省略、検査結果の改ざん など

個人情報の漏えい、目的外使用

- 利用者情報の不正アクセスによる流出
- 本人同意のない第三者提供 など

営業情報の漏えい、不正取得

- 競合チェーン店の営業秘密を不正に入手
- 他社商品の不当な模倣 など

独占禁止法違反・下請法違反

- 納入業者に対して、値下げ分の補填を組織的に要求
- 下請け業者に対する不当な支払遅延や減額、返品 など

などを取り入れた参加型の社内研修を定期的に行うなどの継続的な社内啓発も有益かと考えられるところです。

②「コンプライアンス」違反を迅速に察知し、回復できる体制を組織として持つこと

人間は必ず間違えます。過失によるものも含め、「コンプライアンス」違反がいつかは必ず起きるものと想定しておくことが、「コンプライアンス」を重視する組織であるためには必要なこととなります。すなわち、「コンプライアンス」違反が起きたときに迅速に対応し、回復できる体制を組織として持つことが、「コンプライアンス」違反が起きないようにすることと同様に重要なポイントとなります。

このような体制を構築するためには、誰かが「おかしい」と感じたら直ちに同僚や上司と情報を共有し、組織として対応できるようにすることが求められます。例えば、公益通報制度といった法律上求められている仕組みをより活用していくことも一案ですし、このような仕組みの整備と合わせて、従業員がマイナス情報であっても安心して共有しあえる風通しのよい組織を構築していくことも、「コンプライアンス」を重視する組織の構築につながっていくでしょう。

③いざ問題が起きたときには迅速かつ厳正な対応をとること

いくら継続的な社内啓発をしても、また「コンプライアンス」違反を迅速に察知する体制を整えたとしても、実際に「コンプライアンス」違反事案、もしくはそのおそれがある事案が生じたときに、経営陣が甘い、適当な対応でお茶を濁してしまったとすれば、従業員は、「コンプライアンス」重視といっても所詮はその程度かと思ってしまうことは必定です。まさしく、こういった会社の危機に際してこそ、会社の将来も見据え、迅速かつ厳正な対応を取ることが求められるところかといえるでしょう。

表示規制の動向—ステマ規制とNo.1表示—

弁護士 佐藤 碧

近年、景品表示法に関連する改正や執行状況から、BtoC取引を行う事業者の皆様において対応が必要となる場面が増えてきています。

本稿では、その中でも影響が大きいと思われる①ステルスマーケティング規制（以下「ステマ規制」）、及び②No.1表示についての動きを取り上げます。

1 ステルスマーケティング規制への対応について

(1) ステルスマーケティング規制とは

令和5年3月、事業者からの依頼を受けたインフルエンサーによる商品紹介など、一般消費者にとって広告であることが分かりづらい、いわゆるステルスマーケティング（以下「ステマ」）について、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」として、景品表示法5条3号に基づく告示により不当表示の一類型として指定され、同告示は同年10月に施行されました。また、運用基準（以下「ステマ運用基準」）についても公表されています¹。

上記告示における、

- ①「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」
- ②「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である」

それぞれの要件については、ステマ運用基準において判断要素が明示されています。

- ① 上記①については、「事業者が表示内容の決定に関与した」といえるかどうかが重要であり、この点については事業者と表示をした者（インフルエンサーなど）との関係性から客観的に判断されます。

たとえば、事業者がインフルエンサーなどに対し、商品、サービスについて表示してもらうことを目的に、無償で当該商品、サービスを提供し、当該インフルエンサーがその方針に従った表示を行うなどの場合、この要件が満たされることになります。

- ② 上記②「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である」場合については、表示全般から一般消費者に事業者の表示であることが明瞭となっていないもの（「PR」と明記されていなかったり、視認性が低かったり等）、とされています。

(2) 行政処分例

ステマ規制導入後、初の行政処分事例として、令和6年6月6日、消費者庁は、医療法人社団祐真会（以下「祐真会」）に対し、同法人が運営するクリニックにおいて供給する診療サービスに係る表示につき措置命令を行いました。

内容としては、祐真会がクリニックへの来院者に対し、Googleマップの口コミ欄で★4つ以上の評価をしてくれた場合、インフルエンザワクチンの接種費用を割引くことを伝えたというもので、典型的なステマといえます。

その後、ステマ規制違反についての措置命令として、RIZAP株式会社に対する件（令和6年8月8日）、大正製薬株式会社に対する件（令和6年11月13日）が出されています。いずれも、利用・購入者に対して対価を支払い（大正製薬株式会社の場合、報道によると1万円程度）、「PR」を付けてインスタグラムに投稿してもらっていたところ、当該投稿を自社HPに引用して（その段階で「PR」は外されていた）「インスタグラムでも話題」等と表示していた事案です。対価を支払って投稿を依頼し、PR標記をしてもらっている以上、上記(1)①「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」といえますし、その表示を自社HP上で、第三者の表示であるかのように引用していたわけですから、上記(1)②「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である」表示にも該当する、と判断されたものと思われます。

(3) 求められる対応

上記のように、ステマ規制については立て続けに行政処分が出されており、当局が注目していることがうかがわれます。上記の各行政処分例は、いずれもステマ規制についての社内周知が不足していたことが原因となっていたものと思われます。導入から1年以上が経ち、ステマ規制の存在は浸透してきた印象ではありますが、現時点でまだその内容の理解が不十分なケースも見受けられますので、改めて社内で研修やマニュアル作成により、周知されてはいかがでしょうか。

2 No.1表示に関する実態調査報告書の公表

- (1) 令和6年9月26日、消費者庁より、「No.1表示に関す

¹ 令和5年3月28日 消費者庁長官決定「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」

る実態調査報告書」(以下「消費者庁報告書」)が公表されました。

No.1表示とは、事業者が供給する商品等の内容や取引条件について、「No.1」、「第1位」、「トップ」、「日本一」等と強調するものを総称したものです。このNo.1表示については、平成20年に公正取引委員会により「No.1表示に関する実態調査報告書」が公表されており、現在においてもNo.1表示を適切に行うため参考とされています。今回の消費者庁報告書は、この考え方を踏襲しつつ、主観的評価(顧客満足度等)を指標としたNo.1表示等について、その考え方が示されています。

(2) この報告書が作成された背景には、最近の傾向として、特にネット上の取引では消費者の目を引きやすいためか、「顧客満足度No.1」といった表示が散見され、令和6年3月頃にかけて、立て続けに行政処分²が発出されたという問題があります。これらの行政処分は、いずれも調査会社に委託して顧客満足度等を調査し、結果を表示していた事業者に対するものでした。調査自体は実際に行われているものの、回答者が実際の利用者であるかを確認していない、調査者が指定した事業者と対比している、商品やサービスではなくウェブサイトの印象を問うものであった、といった事情から、No.1表示の根拠とはならないものと判断されました。

(3) 消費者庁報告書においては、上記の状況を受け、(ア)顧客満足度といった主観的評価に関する表示、及び(イ)「医師の90%が推奨」といった高評価表示について、消費者の意識調査、広告主に対する目的等のヒアリング調査が行われています。

その上で、まず、(ア)主観的評価によるNo.1表示について、合理的な根拠に基づく表示といえるかをポイントとし、以下のような判断要素を示しています。

主観的評価によるNo.1表示を行う場合の判断要素

- ① 比較する商品等が適切に選定されていること
- ② 調査対象者が適切に選定されていること
- ③ 調査が公平な方法で実施されていること
- ④ 表示内容と調査結果が適切に対応していること

また、(イ)高評価表示について、以下のような場合は合理的根拠があるとはいえ、景品表示法上問題となるおそれがあるとされています。

高評価表示(医師の○%が推奨、等)で問題となる場合

- ① 調査対象者が医師かどうかを自己申告により確認するだけで、医師であることを客観的に担保できない場合
- ② 調査対象者である医師の専門分野(専門の診療科など)が、対象商品等を評価するに当たって必要な専門的知見と対応していない場合
- ③ 調査対象者である医師が、回答に際し、調査会社等から、対象商品等の品質・内容について合理的な根拠がない情報の提供を受けている場合

そして、(ア)(イ)いずれについても、消費者庁は、不適切な表示が発生する原因として、事業者が調査の内容に無関心になっていることや、このような姿勢から不適切な調査を行っている調査会社との取引機会が増大してしまっているという問題点を挙げており、調査会社に任せてしまう姿勢に対しかなり厳しい姿勢を示しているといえます。その上で、事業者に対し、自らの責任において当該表示が合理的な根拠を有しているかどうか、確認することを求めています。

(4) 実務上の対応

事業者としては、自力での満足度調査を行うことは事業者にとって現実的ではないことから、調査会社を利用することはやむをえないといえます。他方、調査会社を用いる場合には、外部に委託してそれなりの調査をしてきているから問題ないと任せてしまうのではなく、上記の報告書で示された観点を踏まえ、調査内容や対象をしっかりと確認する必要があります。

3 おわりに

景品表示法は改正法の施行もあり、今後様々な動きがあることが予想されます。事業者の皆様においては、消費者庁から公表される情報や、自社の表示について都度確認が求められる状況が続くかと思いますが、専門家の意見も聞きつつ社内での対応を行っていただければと思います。

生成AIの利用に関する著作権法上の問題点について

弁護士 中原大和

1 はじめに

生成AIの発達に伴い、生成AIを取り巻く様々な法的課題についての議論が盛んになってきています。特に、生成AIと著作権に関しては、生成AIの生成物に著作物性が認められるかという点が争われる事例も出てきております。

そこで、以下では、生成AIの生成物に著作物性が認められるのはどのような場合かについて簡単に説明した上で、中国で実際に問題となった事例を紹介させていただこうと思います。

2 生成AIの生成物の著作物性

(1) 前提

著作権法上、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定されています（著作権法2条1項1号）。

生成AIの生成物の著作物性については、一般的に次のように考えられております。つまり、生成AIの利用者が、生成AIに対して何らプロンプト（生成AIに与える指示のこと。）を与えず、又は簡単なプロンプトを与えるにとどまるような場合、利用者が「思想又は感情を創作的に表現した」とは言えず、生成AIが自律的に生成物を生成したと考えられ、そのような生成物は著作物には当たらないと考えられています¹。

もっとも、利用者が、生成AIを、思想又は感情を創作的に表現するための「道具」として利用したと言える場合には、AI生成物は著作物に当たると考えられています。そして、利用者が生成AIを「道具」として利用したといえるためには、①利用者が「創作的意図」を有しており、かつ、②利用者が「創作的寄与」と評価できるような行為を行ったと言える必要があると考えられています²。

なお、生成AIが自律的に生成した物であっても、人がその生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合には、その部分については著作物性が認められると考えられています。

(2) 創作的意図の判断方法

創作的意図とは、思想又は感情を、ある結果物として表現しようとする意図をいいます。この創作的意図については、生成AIを利用するという事実行為から通常推認し得るものであり、また、具体的にどのような態様の結果物を生成するかについてあらかじめ確定的な意図を有することまでは要求されず、生成当初の段階では、「生成AIを利用して自らの個性の表れとみられる何らかの表現を有する結果物を作る」という程度の意図があれば足りると考えられています³。

(3) 創作的寄与の判断方法

主に問題となるのは、創作的寄与があったと言えるかどうかです。この創作的寄与の有無の判断においては、生成のためにAIを利用する一連の過程を総合的に評価する必要があると考えられています⁴。

具体的には、以下の点が考慮されると考えられています。

① プロンプト等の分量・内容

AI生成物を生成するに当たって、創作的表現といえる具体的で詳細な指示を与えたという事情は、AI生成物の著作物性を肯定する方向に働くと考えられます。他方で、長大な指示であったとしても、単にアイデアを示すようなプロンプトを入力したに過ぎない場合には、AI生成物の著作物性を否定する方向に働くと考えられます。

② 生成の修正・試行回数

試行回数が多いことそれ自体は、著作物性を肯定する方向には働かないと考えられています。もっとも、一度生成された物を確認した上で、当初の意図に照らしてプロンプトを修正しつつ、試行を繰り返すといった場合には、著作物性を肯定する方向に働くと考えられています。

③ 複数の生成物からの選択

単なる選択行為それ自体は、著作物性を肯定する方向には働かないと考えられていますが、完成した作品の中から1つを選ぶのではなく、作品の一部

1 文化庁著作権課「AIと著作権」（令和5年6月）57頁。

2 文化庁「著作権審議会第9小委員会（コンピュータ創作物関係）報告書」（平成5年11月）第3章I1参照。

3 同上。

4 文化庁著作権課「AIと著作権」（令和5年6月）59頁。

を選択しながら作り上げていくといった場合、人の選択による関与の度合いは大きくなるため、選択する内容や回数いかなんでは、著作物性を肯定する方向に働くと考えられています⁵。

3 事例紹介 — (2023)京0491民初第11279号

(1) 事案の概要⁶

原告は、2023年2月、Stable Diffusionという画像生成AIを利用し、プロンプトを入力するなどして若い女性の画像（以下「本件画像」といいます。）を生成し、中国版のSNS上にアップロードしました。その後、原告は、被告が別のSNS上に本件画像をアップロードしているのを発見しました。被告は、原告から本件画像の利用について許諾を得ていませんでした。

そこで、原告は、原告の著作権を侵害したとして、被告に対して損害賠償等を求めて訴えを提起しました。

この事案では、本件画像が著作物に該当するか否か等が争点となりました。

(2) 判決

中国著作権法3条では、「著作物とは、文学、芸術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果」をいうと規定されており、本判決においてもこれらの要件に該当するか否かが判断されました（以下では、特に「独創性」を有するといえるか、「知的成果」といえるかに関する判断を紹介します）。

まず、「知的成果」といえるかどうかについて、次のとおり判断されました。原告は、Stable Diffusionを用いて本件画像を生成しているところ、画像の構想から最終的な画像の選択に至るまでの過程において、具体的なプロンプトの設定、関連パラメータの設定・調整等を何度も繰り返し、最終的に多数の生成物の中から本件画像を選択している。このような過程に鑑みれば、原告は本件画像の生成過程において一定の「知的成果」を投入したといえ、本件画像は「知的成果」であるといえる。

次に、「独創性」の点について、次のとおり判断されました。原告は、キャラクターや表現形式などの画面の要素をプロンプトによって設計し、画面の配置や構図等をパラメータによって決定している。また、原告は、プロンプトやパラメータを入力して最初の画像を得た後、プロンプトを増やしたりパラメータを修正したりするなどして継続的な調整を行い、最終的に本件画像を生成・選択している。このような生成過程には、原告の美的選択と個性判断が反映されている。したがって、本件画像は原告の個性的表現が反映されたものであり、「独創性」を有する。

4 おわりに

生成AIの生成物の著作物性が争われた事例はまだ日本には存在しておらず、今後日本においてどのような判断が行われるかは分かりません。そのため、生成AIを利用する際には、他国の事例を参考にしながら、どのような問題があるかについて慎重に判断する必要があると思われる。

生成AIを利用する中で法的問題点について判断が必要となった際には、著作権以外のことであっても気軽にご相談いただければと思います。

⁵ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日）39頁～40頁。

⁶ 吉田憲（2024年）「中国商事紛争解決の理論と実務（53）AI生成物の著作物性を認めた中国の裁判例について」JCAジャーナル71巻10号、36頁-39

ランサムウェア攻撃を受けたら・・・!? 緊急時の対応とそれを見据えた事前対策

弁護士 幸尾菜摘子



ランサムウェアは、「Ransom（身代金）」と「Software（ソフトウェア）」を組み合わせた名前（造語）が表すとおり、不正アクセスによってサーバ内に侵入し、保存されているデータを暗号化して読み取りが出来ない状態にするなどし、その解除と引き換えに身代金を要求するマルウェアです。

ランサムウェアによる被害は（独）情報処理推進機構が公表する情報セキュリティ10大脅威において4年連続1位にランキングされています。¹ 被害報告も年々増加しており、警視庁公表資料によると、令和6年上半期も前年と同水準で被害が発生しています。

中小企業の経営者・従業員の方は、自社は規模が小さいので狙われないだろうと思われるかもしれませんが、中小企業がランサムウェア攻撃を受け、そこから大手取引先も感染するという事例も散見されますので、ご注意いただく必要があります。

万が一ランサムウェア攻撃を受けた場合、企業は様々な対応を迫られます。

まず、現状把握と被害拡大防止のため、専門業者に依頼して、侵入ルートを特定し、攻撃者によるデータ持ち出しがあるかなどを解析してもらいます。それと並行して、暗号化されたデータを、バックアップから復元する作業も依頼します（自社で可能であれば、すみやかに自社で復元）。

この点、攻撃者からは身代金を支払えばデータの暗号化を解除する、身代金を支払わないならデータを第

三者に流出させる…などというメッセージが送られてきますが、攻撃者に身代金を支払ってデータを解放してもらうという選択は避けましょう。支払によってデータが解放される保証はありません。犯罪者に収益を与えることになってしまいますし、攻撃者の属性によっては外為法やテロ資金提供処罰法に反することになり支払自体が犯罪行為になることがあります。

また、ランサムウェア攻撃によってデータが損壊又は漏洩された場合、そのデータに個人情報が含まれていると、個人情報保護委員会への報告義務を負うことがあります。² 発覚後“速やかに”報告する必要があります（個人情報保護法26条1項、同規則8条1項）、個人情報保護委員会は報告遅延がないか注視しますのでご注意ください。³ また、監督官庁に対する報告義務を負うこともあります。例えば、医療機関であれば厚労省に対し、金融分野であれば金融庁に対し、報告義務を負います。⁵ その他、上場企業の場合、適時開示も検討する必要があります。

さらに、取引先や顧客、ユーザー等への対応も必要です。データへのアクセスが制限されると、あらゆる事業活動が停止してしまいます。すみやかに現状や復旧の目的を可能な範囲で説明し、必要があれば交渉しなければなりません。特に債務不履行リスクがある場合は要注意です。事案によっては自社サイト等での公表も検討します。

現状把握と被害拡大防止

- 専門業者へ解析やバックアップデータ復元等を依頼

個人情報保護委員会等への報告

- 個人情報保護委員会
- 監督官庁
- (上場企業の場合) 適時開示

取引先等への対応

- 現状や復旧目的を可能な範囲で説明

➡ 各種取締法規違反のほか、取締役の善管注意義務違反、取引先や第三者に対する損害賠償責任などに注意

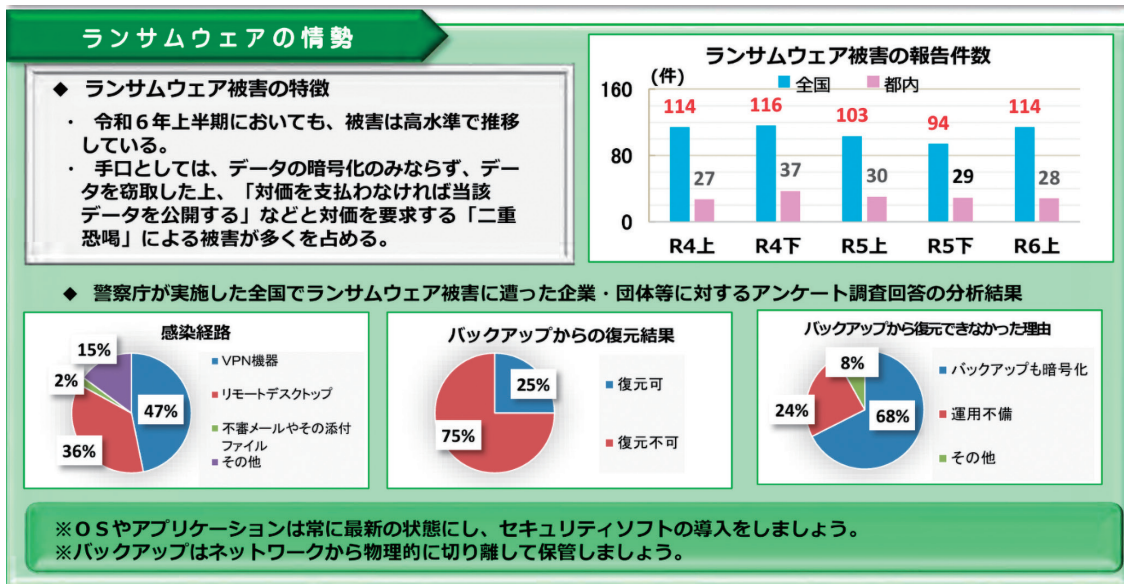
1 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威」(https://www.ipa.go.jp/security/10threats/index.html)

2 ランサムウェア攻撃により個人データ（個人情報に含まれているデータベースで特定の個人情報を容易に検索可能なもの等（個人情報保護法16条1項）を構成する個人情報）が漏洩した場合（又は漏洩のおそれがある場合）又は毀損された場合（又は毀損のおそれがある場合）、個人情報保護委員会への報告義務を負います（個人情報保護法26条1項、同規則7条3号）。バックアップデータからデータを復元できれば「毀損」には該当しませんが、データを閲覧又は窃取された可能性が否定できない場合は「漏えいのおそれ」に該当し得ます（小和田敦子「漏えい等報告書提出後の対応」(NBL1267号55頁)）。

3 ランサムウェア攻撃により個人データを暗号化された場合の個人情報保護委員会への報告に関しては、坪田法「不正アクセス事案（その1）-ランサムウェア攻撃が発生した事案への対応-」(NBL1269号47頁)も参考になります。

4 個人情報保護委員会への報告に加え、本人への通知等も必要です（個人情報保護法26条2項）。

5 「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（平成30年10月29日付け医政総発1029第1号・医政地発1029第3号・医政研発1029第1号厚生労働省医政局関係課長連名通知、金融分野ガイドライン第11条第1項）



(引用元: 警視庁「令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢について」(https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/joho/info_security.html))

対策その1 セキュリティ対策

OSやアプリケーションを常に最新の状態にし、セキュリティソフトを導入しましょう。警視庁公表資料によると、感染経路はVPN機器が47%、リモートデスクトップ36%と、リモートワークに用いられる機器・システムが83%を占めますので、リモートワークでこれらを採用されている企業の方は、特に注意をしましょう。メールが感染経路となっているものは2%と少ないですが、不審なメールを開封したことによるマルウェア感染の報告はまだまだ頻繁に見受けられますので、不審なメールを開封しないなど社内教育も定期的に行いましょう。

いまやデータにアクセスできなくなると、あらゆる事業活動が停止してしまうので、データ復元は急務といえます。ただ、警視庁公表資料によると、バックアップからのデータ復元ができなかった事案が75%と大半に上ります。バックアップデータをネットワークから物理的に切り離して保管することが推奨されています。

対策その2 緊急時の対応体制の構築

ランサムウェア攻撃を受けた場合、前述のとおり、様々な対応を迅速に進める必要があります。そのため、平時から緊急時に対応する社内体制を整え、ToDoリストを事前に整理し、外部業者の目途を立てておくことをお勧めします。法的な対応も多いため、早急に相談・対応できる弁護士も、緊急連絡先の一つに含めていただいた方がよいです。

対策その3 サイバーセキュリティ保険

ランサムウェア攻撃を受けた場合、専門業者への侵入ルート解析費用やデータ復旧費用、顧客への損害賠償など多額の費用が発生しますので、それらの費用をカバーする保険（いわゆるサイバーセキュリティ保険）に加入することも検討しましょう。保険会社によっては、実際にランサムウェア攻撃を受けた場合に緊急相談ができる窓口を設け、専門業者の紹介もしてくれることもあります。前述した緊急時の対応体制や外部業者への連絡体制としても活用できます。

なお、日本のサイバーセキュリティ保険は、海外のものとは異なり、攻撃者に対する身代金支払について公序良俗違反等の観点から補償対象外としています。前述のとおり攻撃者に対する支払は避けるべきですが、補償対象外である点からも支払いは避けるべきと考えます。

以上のような各種対策をとらないと、取締役が善管注意義務違反やサイバーセキュリティ対策構築義務違反（内部統制システム構築義務の一内容）（会社法362条4項6号ほか、同施行規則100条ほか）を問われることもあります。また、攻撃当時の水準に照らして相当な対策をとっていなかったことにより被害が発生ないし拡大した場合、帰責性や過失が認められ、会社が取引先等に対し債務不履行責任や不法行為責任を負うこともあります。⁶ 今一度、対策を見直しましょう。

6 契約書作成の際、免責条項等に「サイバー攻撃」を明記することもお勧め致します。ただし、明記しても重過失相当の対応不備があれば免責等がなされないこともあると解釈されることもありますので、ご注意ください。

育児介護休業法の改正について

弁護士 宮崎慎吾

1 はじめに

育児介護休業法が改正され、2025年4月以降、育児をしながら働く労働者への支援制度が拡充されます。これによって、事業主は、それらの制度を実施する義務が生じることとなりますので、改正の内容を把握しておく必要があります。

そこで、主な改正内容として、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の3点を紹介いたします。

2 育児にかかわる育児休業法の改正内容

まず、①について、事業主は、新たに働き方の柔軟化に関する措置を講じ、労働者がそれを選択して利用できるように周知、意向確認することが義務付けられます。働き方の柔軟化とは、例えば、短時間勤務や始業時刻の変更等、さらにテレワークによる勤務を可能とする等、働きながら子育てをしやすくするための措置を言います。これらの措置を講じ、対象となる労働者に対して個別に周知、意向確認を行うことが義務付けられることとなります。

また、現行法においては、一定の年齢に達するまでの子を養育する労働者について、事業主に対する請求によって残業が免除されることとされていますが、その対象となる労働者が、これまでの「3歳になるまでの子を養育する労働者」から、「小学校就学前の子を養育する労働者」に広がりました(改正法16条の8)。

加えて、子の看護休暇制度の対象も拡大しており、対象となる子が「小学校就学前の子」から「小学校3年生までの子」となりました。また、休暇取得事由に、「子の入学式、入園式や卒業式」「感染症に伴う学級閉鎖」が加わり、厳密な意味での看護以外の事由についても休暇が認められることとなりました(改正法16条の2, 3)。これにより、これまでの「看護休暇」から「看護等休暇」へと名称が変更されました。

次に、②について、これまで常時雇用労働者数1000人超の事業主に義務付けられていた育児休業取得状況の公表義務が、常時雇用労働者数300人超

の授業主にまで拡大されます(改正法22条の2)。対象となった事業主は、育児休業等の取得割合あるいは育児休業等と育児目的休暇の取得割合を年度ごとに公表することが必要となります。

また、今回の育児介護休業法の改正と併せて次世代育成支援対策推進法も改正され、従業員数1000人超の事業主に対して、育児休業の取得状況等にかかる状況把握および数値目標の設定が新たに義務付けられることになりました(12条3項)

3 介護にかかわる育児介護休業法の改正内容

次に、③について、事業主は、労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た場合には、介護休業の制度や両立支援制度などにつき、個別の周知、意向確認を行うことが義務付けられ(改正法21条4項)、40歳に達した労働者などに対しても、これらの制度の情報提供を行うことが義務付けられます(同条5項)。

また、事業主は、介護休業の申出が円滑に行われるようにするために、研修の実施や相談体制の整備など、雇用環境整備の措置を講ずることが義務付けられます(改正法22条)。

次に、介護休暇の対象範囲も拡大され、これまで勤続6ヶ月未満の労働者を労使協定に基づいて取得対象外とすることができましたが、それができなくなります(改正法16条の6)。

また、事業主には、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が介護休業をしていない場合に、在宅勤務の措置を講ずることが新たに「努力義務」として課されます(改正法24条4項)。

4 おわりに

以上、簡単にですが育児介護休業法の改正について紹介いたしました。労働者の方にとっては、育児休業や介護休業がより取りやすくなります。他方で、事業主は、これらの措置を講ずる必要が出てきます。また、措置を講ずる前提として、就業規則等社内規程の改訂が必要になることも考えられます。どのような変更が必要かお悩みの際には、是非ご相談ください。

調停委員のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

1. はじめに

地方裁判所、簡易裁判所の調停委員として3年目を迎えています。

家庭裁判所の調停委員を10年していますので、調停委員になって13年目です。長く調停委員を経験しています。

地方裁判所、簡易裁判所で取扱う調停事件と家庭裁判所で取扱う調停事件の違いから、はじめは戸惑いがありましたが、この頃は少しずつ慣れてきたように思います。

裁判官との評議、もう一人の調停委員（調停は2人の調停委員で行います）との協議などを通じて、事案の全体像や解決の方向性を意識するようになっています。

あと数年で調停委員の定年ですが、それまでは全力で頑張り、少しでも早期に紛争を解決し、社会に貢献したいと考えています。

2. 取扱事件と裁判所が行うフォロー

私が取り扱う事件の半分以上は特定調停です。特定調停事件の典型的なものは、企業が倒産した後の社長（金融機関から会社が借入れる際に保証人をされていることが多いですね）の再出発のために使われるケースです。

会社が立ち行かなくなった時に、社長が弁護士に相談に行かれます。その時、会社も個人も破産ということになれば双方の破産申立をすることになるのですが、社長個人が破産を希望されない場合があります。そして、特定調停であれば、破産手続きよりも柔軟な解決ができる可能性があります。

特定調停には裁判所が関与していますので、合理的な弁済計画であれば、金融機関も了解してくれます。このようなことから、皆様が考えられている以上に、特定調停が利用されています。

特定調停手続きが始まる時点で金融機関との合意ができているものもあれば、まだこれからというものもあります。弁護士に委任されていれば比較的スムーズに進むのですが、弁護士に委任

されていない場合は弁済計画から調停委員が関与することもあります。金融機関への説明も行い手続きを進めていきます。ある意味、手取り足取りです。皆様が思われている以上に、裁判所はおせっかいを焼いています。

3. 割り切りとサービスの充実

前々回は調停委員の悩みを書かせていただきました。調停でうまくいかない、説得できないという時に強く悩みを感じます。

ただ、このごろは気持ちを切り替えています。調停に来られる方々の思いをできる限り理解し、少しでもいい解決になればいい、という割り切りです。最終的に調停が不調になってもやむを得ないとも考えています。調停により話合いの場を提供し、紛争解決の可能性が高まったのであれば、それでいいのではないかと思います。

ただ、調停を利用してよかったとは思っていただきたいです。そのためには手続きを進めるにあたってのサービスの充実が重要です。記録をきちんと読み込み、事件を理解した上で、双方からていねいに話をきく。手続きを公平に主催し、迅速に中立的な立場から手続きを進め、早く合理的な解決策を見つける。そして、裁判官と役割分担をしての説得だと思います。

調停委員の定年までまだ少しあります。まだまだ悩むことも多いと思います。ロートルではあります。益々日々研鑽だと肝に銘じています。

クアラルンプールでの国際会議にて ～生成AIが司法制度に及ぼす影響～

弁護士 小林由巳子

今回は2024年10月にマレーシアのクアラルンプールで行われたLAWASIA (ローエイシア) の年次総会で学んだことについてお話しします。

LAWASIAは1966年にオーストラリアで設立されたアジア太平洋地域の法律家団体で、日本の弁護士も数多く参加しており、年次総会では民事・家事・商事分野の部会や人権部会などが様々なテーマでセッションを行いました。

近時の国際会議では、特に生成AIやテクノロジーの進化についての議論が活発です。オーストラリアでは未成年者のSNS利用を制限する法案が物議を醸しており、弁護士業界においてもAIやテクノロジーの負の面を制御しながら有効利用するにはどうしたら良いかについて、とても関心が高まっています。

例えば、イギリスでは60%の巨大法律事務所・33%の中小法律事務所で生成AIツールが導入され、裁判所に提出する判例の検索や要約の作成などに用いられており、訓練を受けた弁護士によって運営されているそうです。特に英米などコモンローの地域では判例＝法律なので精度の高い判例検索が欠かせないという事情も影響しているでしょう。

他方で、イギリスやシンガポールの弁護士によれば、生成AIが提供した実際の事件によく似た架空の判例が裁判に提出され問題となるケースや、裁判官の名前を引用した架空の法律論文も出てくるようになりました。非常に興味深かったのは、発表者の弁護士が、会場のスクリーンで聴衆に見せながらその場で生成AIを用いた証拠作りを見せてくれたことです。銀行ステートメントの金額書き換え、メッセージアプリの文章書き換え、怪我の写真の作成や、なんと我が子の声で「ママは嫌い、パパと一緒にいたい」などと言わせる録音データまで数分間で作成できるのですから、最近の技術の進歩には驚きを隠せません。

会場では、このような生成AIが生む様々な弊害についても指摘がされました。例えば、①偽造を暴くために当事者が時間とお金を浪費し、②正しい判例に基づいて議論をする機会を奪われ、③偽りの意見の著者として名前を引用された法律家の評判を毀損し、④誤った証拠により誤った事実認定がなされてしまうことなどです。これらの弊害は、最終的に法律専門家と司法制度に対する人々の懐疑心を生むことに繋がります。香港の弁護士の発表では、2023年に起きた生成AIによるディープフェイク書類を利用した金融機関に対する融資詐欺事件が脚光を浴び、2024年には香港弁護士会や裁判所がまとめた生成AIに関するガイドラインが紹介されました。なかでも「テクノロジーの最新情報を把握することは必須 (essential) であり弁護士に求められる能力である」との締めくくりは自分のこととして心に残りました。

今回の国際会議では、セッションのほかにも、昨年大阪弁護士会を訪問してくれたマレーシア弁護士会メンバーとの再会や様々な地域の弁護士との交流があり、今後の業務や人生の幅を広げてくれる貴重な機会となりました。

これからも、適正な司法制度を維持しクライアントの利益を守るため、国内外で研鑽を積んでいきたいと思えます。



マレーシアの連邦最高裁 (Palace of Justice) にて。クウェートの弁護士と撮影。

中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・鍵谷文子・上田倫史・小林由巳子
堂山 健・中本隆久・下迫田啓太・桑原彰子・中原大和

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・太田健二・佐藤 碧・幸尾菜摘子・和田 周